

東京都公安委員会規程第1号

街頭防犯カメラシステムに関する規程を次のように定める。

平成14年2月21日

存 続 期 間

東京都公安委員会

委員長 菅野 晴夫

街頭防犯カメラシステムに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、街頭防犯カメラシステムに関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 街頭防犯カメラシステムとは、犯罪の予防、被害の未然防止を図るため、犯罪の発生するがい然性が極めて高い繁華街等に防犯カメラを設置して、撮影した映像を常時モニター画面に映し出し、録画する装置をいう。

(2) データとは、防犯カメラによって撮影した映像を電磁的又は光学的に媒体に記録したものをいう。

(設置場所の明示)

第3条 警視總監は、街頭防犯カメラシステムの設置について、現場において明らかに  
なるよう適当な措置をとるものとする。

(責任者の指定等)

第4条 警視總監は、街頭防犯カメラシステムの運用について、責任者を指定するとともに、個人のプライバシーその他国民の権利を不当に侵害することのないよう、慎重を期さなければならない。

(データの活用)

第5条 データは、必要と認められる最小限度において、犯罪の捜査その他警察の職務遂行のため活用することができる。

(報告)

第6条 前条によりデータを活用した場合は、東京都公安委員会に報告するものとする。

(運用状況の公表)

第7条 警視總監は、街頭防犯カメラシステムの運用状況について、定期的に公表するものとする。

附 則

この規程は、平成14年2月27日から施行する。